

宇城市の教育

令和5年度



小川中学校新校舎

宇城市教育委員会

目 次

	(ページ)
I 宇城市の概況	1
II 教育委員会	2
III 教育委員会事務局	
1 組織図	3
2 事務分掌	4～5
IV 教育財政（令和5年度予算）	6
V 教育大綱及び教育目標	
1 宇城市教育大綱	7
2 教育目標（取組方向、重点努力事項及び具体的な事業）	8
(1) 教育総務課	9～18
(2) 学校施設課	19～25
(3) 生涯学習課	26～33
(4) 文化スポーツ課	34～41
VI まとめ	42～44
教育施設一覧（資料編）	45
1 学校の現状	46
2 生涯学習施設一覧	47
3 文化施設一覧	47
4 体育施設一覧	48

I 宇城市の概況

1 位置と地勢

宇城市は、平成17年1月15日、旧宇土郡三角町、不知火町、下益城郡松橋町、小川町、豊野町の5町が合併して誕生しました。

九州の経済大動脈である国道3号線と、西は天草、東は宮崎県への結末点という地理的状况に恵まれ、美しい田園風景と不知火海の文化に彩られた自然景観、そして都市機能を併せ持つバランスのとれた水と緑と心豊かな地域です。

地勢は、北は有明海、南は不知火海に接し、南向きの斜面からなる宇土半島部と九州山脈へと連なる中山間部、さらにその間をつなぎ熊本都市圏及び八代都市圏に接する平野部からなる、変化に富んだ自然環境と都市機能を併せ持った地域です。

東西約31.2km、南北約13.7kmと東西に長い形状で、面積は、188.67km²です。

2 アクセス

熊本県の経済動脈ともいべき国道3号線が市中心部を南北に走り、天草から続く国道266号線は、宇土半島南岸部、市中心市街部を経て熊本市に伸びます。松橋駅前の県道松橋停車場線は、国道3号線と交差し、以東は国道218号線として宮崎県延岡市へと続きます。宇土半島北岸には、海岸沿いを走る国道57号線もあり、これら補完する形で県道や市道が縦横に走り、県央の交通の要衝となっています。

また、九州自動車道が市の東部寄りを南北に縦断し、国道218号線と交わる地点に松橋インターチェンジがあり、高速道路を利用し阿蘇くまもと空港まで約30分、福岡市まで約75分で結んでいます。

鉄道は、JR鹿児島本線が市のほぼ中心を南北に縦断し、熊本駅から松橋駅まで17分、八代駅から小川駅まで13分で連絡しています。また、鹿児島本線宇土駅から分岐したJR三角線の三角駅は熊本県の西端の駅で、天草の玄関口となっています。

3 人口と世帯数

単位：人、戸

年・月	人口総数	男性	女性	世帯数
令和5年7月31日	57,108	27,378	29,730	25,125

4 市のシンボル

【市木】 **桜** 【市花】 **コスモス** 【市鳥】 **ウグイス**

II 教育委員会

職名	氏名	就任年月日	現任期
教育長	平岡 和徳	平成 29 年 4 月 1 日	令和 3 年 4 月 1 日 令和 6 年 3 月 31 日
委員 (職務代理者)	村田 寛	平成 28 年 3 月 24 日	令和 2 年 3 月 24 日 令和 6 年 3 月 23 日
委員	植田 康介	令和 3 年 4 月 1 日	令和 3 年 4 月 1 日 令和 7 年 3 月 31 日
委員	今泉 京子	令和 4 年 4 月 1 日	令和 5 年 7 月 1 日 令和 9 年 6 月 30 日
委員	桑村 紀雄	令和 4 年 4 月 1 日	令和 4 年 4 月 1 日 令和 8 年 3 月 31 日
委員	城本 憲章	令和 4 年 4 月 1 日	令和 4 年 4 月 1 日 令和 8 年 3 月 31 日

○宇城市教育委員会委員定数条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 3 条ただし書の規定に基づき、宇城市教育委員会は、教育長及び 5 人の委員をもって組織する。



(後列) 桑村紀雄 委員
(前列) 植田康介 委員

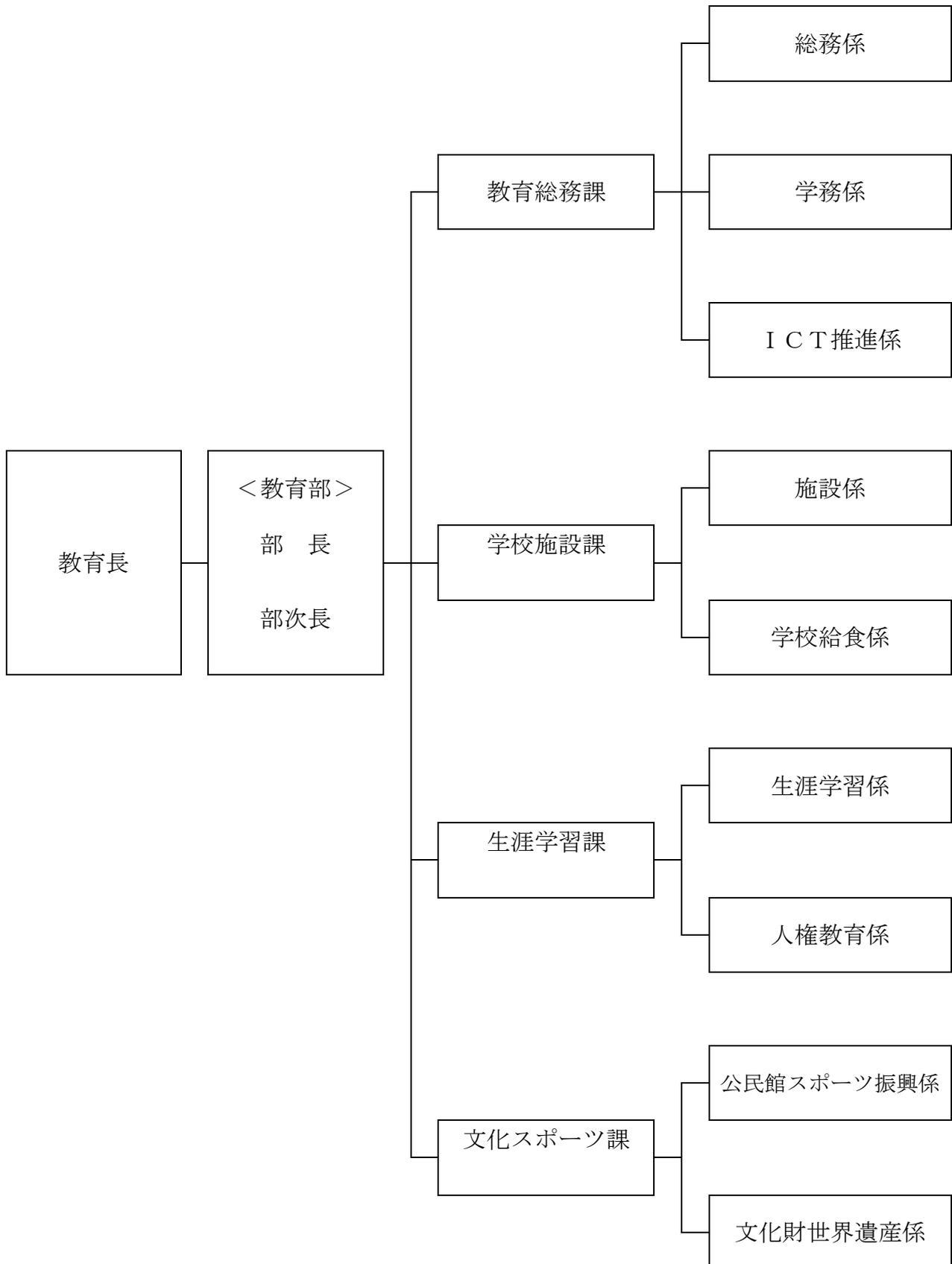
今泉京子 委員
平岡和徳 教育長

城本憲章 委員
村田 寛 委員

III 教育委員会事務局の組織及び事務分掌

< 令和5年4月1日現在 >

1 組織図



2 事務分掌

<令和5年4月1日現在>

課名	事務分掌
教育総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会の会議に関する事。 2 教育委員会の総括に関する事。 3 条例、規則及び規程等の制定改廃に関する事。 4 公告式に関する事。 5 公印の管理に関する事。 6 文書の收受、発送及び保管に関する事。 7 訴訟及び不服申立て並びに請願及び陳情に関する事。 8 教育委員会職員（県費負担教職員を除く。以下同じ。）の人事、給与及び服務に関する事。 9 教育委員会の会計年度任用職員に関する事。 10 教育委員会職員の研修及び福利厚生に関する事。 11 叙位、叙勲事務に関する事。 12 教育行政相談に関する事。 13 奨学金に関する事。 14 教育調査統計に関する事。 15 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。 16 国際交流に関する事。 17 語学指導に関する事。 18 総合教育会議に関する事。 19 県費負担教職員（以下「教職員」という。）の人事及び給与の内申に関する事。 20 学級編制及び教職員の配置に関する事。 21 教職員の免許申請に関する事。 22 学校等の設置、廃止及び統合に関する事。 23 学校運営管理及び教育内容の指導に関する事。 24 通学区の設定に関する事。 25 学校及び幼稚園の予算に関する事。 26 就学援助に関する事。 27 教科用図書の給与に関する事。 28 スクールバスの運行に関する事。 29 児童生徒の就学及び転学に関する事。 30 学齢簿の作成及び整理に関する事。 31 学校保健、環境衛生に関する事。 32 学校人権教育に関する事。 33 就学指導に関する事。 34 幼稚園就園奨励に関する事。 35 教育課程の研究指導に関する事。 36 学習指導の助言に関する事。 37 生活指導及び進路指導に関する事。 38 教科用図書の採択研究及び学習資料に関する事。 39 教職員の研修に関する事。 40 情報教育に係る機器整備に関する事。 41 学校教育のICTの活用推進に係る総合的な企画及び調整に関する事。 42 学校教育のICT環境整備に関する事。 43 学校教育における電子黒板、タブレット端末等ICT機器の活用推進及び管理に関する事。 44 学校教育のICT活用に係る指導及び教育に関する事。 45 教育情報ネットワークに関する事。 46 課の庶務に関する事。 47 その他教育総務に関する事。
学校施設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育施設の設置及び管理に関する事。 2 学校教育財産の取得及び処分に関する事。 3 学校教育施設の維持管理に関する事。 4 学校施設台帳に関する事。 5 教育施設（学校教育施設を除く。）の維持管理の総括に関する事。 6 学校給食及び学校給食センターに関する事。 7 給食に必要な物資の購入及び支出に関する事。 8 給食器具の洗浄、消毒及び保管に関する事。 9 文書の收受、発送及び保管に関する事。 10 会計及び経理に関する事。 11 施設設備の維持管理に関する事。 12 食品及び調理場の設備の衛生管理並びに職員の健康管理に関する事。 13 給食指導の計画及び実施に関する事。 14 課の庶務に関する事。 15 その他学校施設、学校給食及び給食センターに関する事。

課 名	事 務 分 掌
生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育に係る計画策定及び資料の作成に関する事。 2 社会教育委員に関する事。 3 生涯学習の振興に関する事。 4 成人教育に関する事。 5 社会教育関係団体に関する事。 6 社会教育機関の連絡調整に関する事。 7 生涯学習施設に関する事。 8 青少年の教育及び健全育成に関する事。 9 青少年育成市民会議に関する事。 10 芸術文化の振興及び育成に関する事。 11 伝統文化の継承に関する事。 12 芸術文化団体に関する事。 13 文化ホールに関する事。 14 不知火美術館に関する事。 15 不知火美術館運営協議会に関する事。 16 不知火美術館専門委員会に関する事。 17 図書館に関する事。 18 図書館協議会に関する事。 19 人権教育の企画及び連絡調整に関する事。 20 人権教育指導員に関する事。 21 人権教育の指導及び助言に関する事。 22 人権教育の調査及び資料作成に関する事。 23 人権教育の研修に関する事。 24 人権教育に関する学習講座に関する事。 25 人権教育推進協議会に関する事。 26 人権教育関係団体に関する事。 27 その他生涯学習、文化振興、不知火美術館、図書館及び人権教育に関する事。
文化スポーツ課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公民館等の運営及び維持管理に関する事。 2 講座の開設その他の集会の開催に関する事。 3 情報化の進展に対応した学習の機会の提供に関する事。 4 家庭教育における学習機会の提供に関する事。 5 視聴覚教育における設備機材等の提供に関する事。 6 社会教育における学習の成果の活用に関する事。 7 公民館運営審議会に関する事。 8 宇城地区公民館連絡協議会に関する事。 9 自治公民館に関する事。 10 社会教育指導員に関する事。 11 スポーツの調査、推進及び普及に関する事。 12 スポーツ推進委員に関する事。 13 各体育団体の育成に関する事。 14 各種スポーツ大会開催に関する事。 15 地域スポーツ活動の推進に関する事。 16 社会体育施設の工事の設計、施工及び監理に関する事。 17 社会体育施設の維持管理に関する事。 18 社会体育施設の施設台帳に関する事。 19 体育振興関係団体との連絡調整に関する事。 20 学校体育施設の開放に関する事。 21 指定管理に関する事。 22 運動部活動の社会体育移行に関する事。 23 文化財の調査、保存及び活用に関する事。 24 文化財愛護思想の普及に関する事。 25 郷土資料館に関する事。 26 文化財保護審議会に関する事。 27 世界遺産の保存管理に関する事。 28 その他公民館、スポーツ推進、文化財等に関する事。

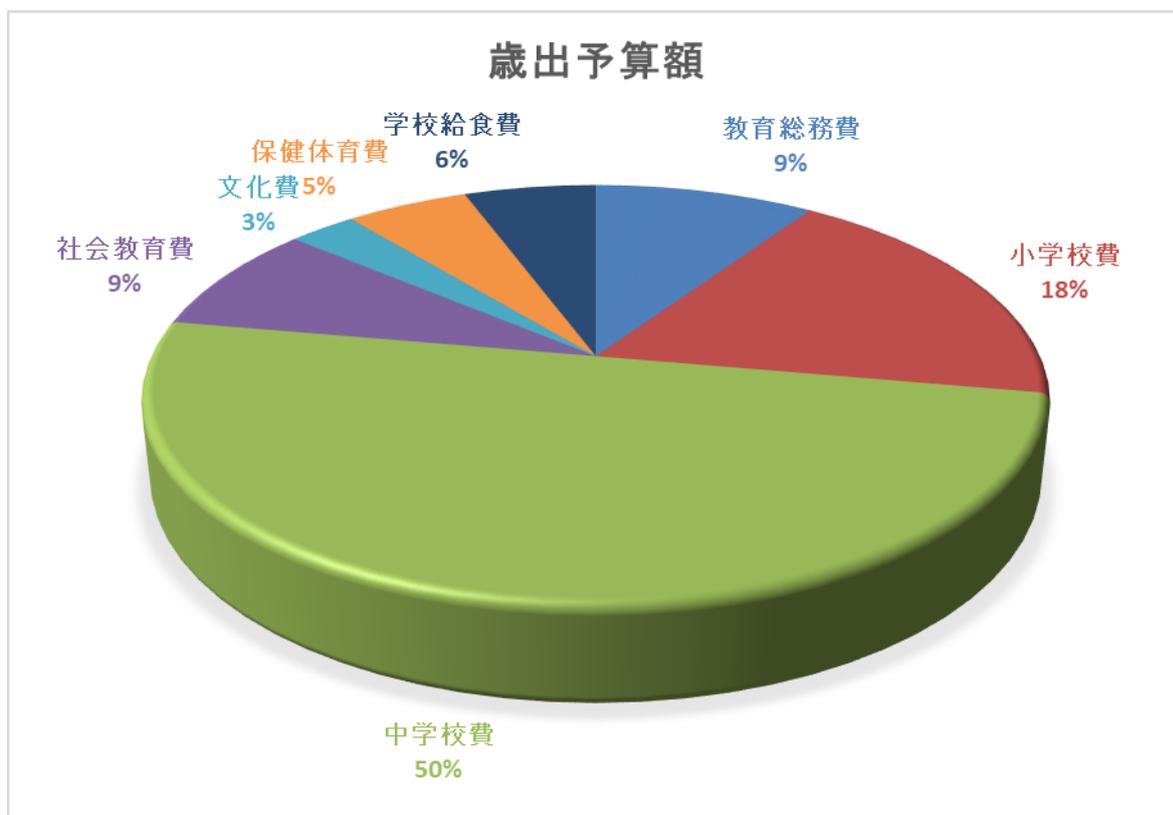
IV 教育財政

令和5年度教育予算（当初）

一般会計歳出予算額 33,271,753千円

内、教育費歳出予算額 5,250,833千円（15.78%）

項	歳出予算額(千円)	割合(%)
教育総務費	493,643	9
小学校費	966,603	18
中学校費	2,624,172	50
社会教育費	442,824	9
文化費	152,121	3
保健体育費	275,847	5
学校給食費	295,623	6
合計	5,250,833	100



V 教育大綱及び教育目標

1 教育大綱

宇城市教育大綱

(令和3年度～令和6年度)

<基本理念>

「宇城市の子供・市民は地域の宝」

～ 笑顔とあいさつ、そして“1秒の言葉”で輝くまちづくり ～

<基本方針>

1 充実した教育環境による児童・生徒の育成

確かな学力、健やかな体、豊かな心を育む教育の推進に取り組み、安全安心な教育環境の向上のため、子供を中心に学校・家庭・地域・行政の五者が連携・協働した教育体制の構築を目指します。

2 人権の尊重、男女共同参画社会の形成

人権が尊重されるまちづくりを形成し、男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組みます。

3 後世に残す芸術文化、伝統芸能、文化財

芸術文化、伝統芸能の振興に努め、文化遺産の保存と活用を行います。

4 市民が輝く社会教育、スポーツの推進

市民一人ひとりが、生涯を通じた生きがいづくりとスポーツを通し、心身ともに健康で暮らせるまちづくりを目指します。

V-2 教育目標

(取組方向、重点努力事項及び具体的な事業)

1 令和5年度取組方向

「宇城市教育大綱」の基本理念に基づき、校長のリーダーシップのもと、教職員の基本的資質と専門性の向上を図り、各学校が目指す教育を、子供を中心に学校・家庭・地域・行政の五者が共有し、社会に開かれた教育課程の実現を目指すとともに、カリキュラムマネジメントに努め、宇城市の未来の創り手である児童生徒一人一人に必要な資質・能力を育む指導體制の確立を図る。

幼・保等、小、中学校間の一層の連携を図るとともに、家庭、地域、関係機関と連携・協働した教育体制の構築を目指す。

2 重点努力事項

(1) 豊かな心の育成

～夢や希望を持ち、人と人との絆を大切にしながら、社会の一員として主体的・創造的に生きていく児童生徒を育成する教育の推進～

- ① 豊かな心を持ち、人権感覚を磨き、人権意識を高め、実践力を育む人権教育の充実
- ② 道徳科の授業を要として、『論語・日本語』等の素読・音読の励行等、家庭・地域との連携による道徳教育の推進
- ③ キャリア・パスポートの活用等によるキャリア教育の充実
- ④ 児童生徒一人一人が存在感や自己実現の喜びを実感できる学級・学校づくり及び「愛の1・2・3運動+1」の組織的な対応によるいじめ・不登校等の未然防止及び解消
- ⑤ 持続可能な開発のための教育（ESD）を踏まえた環境教育の推進
- ⑥ 家庭や地域社会と連携した伝統文化等を学ぶ体験活動の充実と郷土を愛する心の醸成

(2) 確かな学力の育成

～基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と、これらを活用して課題解決に必要な思考力、判断力、表現力等の育成及び、主体的に学習に取り組む態度を養う教育の推進～

- ① 学力向上の検証改善2サイクルをもとに、分かりやすい授業を提供するための全国学力・学習状況調査や県学力・学習状況調査等を生かした校内研修の充実
- ② 各中学校区における義務教育9か年を意識した教育課程の編成、学びのスタイルの確立等による指導體制の強化

- ③ 英語4技能検定試験の分析、A L Tの効果的活用による英語教育の指導方法の工夫・改善及び国際交流事業等を通じた国際理解教育の充実
- ④ 「『分かる・楽しい』授業づくりの5つの心得」による主体的・対話的で深い学びの実現に向けた「熊本の学び」の推進
- ⑤ タブレット等のI C T機器を活用した学習活動の充実
- ⑥ 誰一人取り残さない学びの保障の推進と学習環境の整備

(3) 健やかな体の育成

～自ら運動に親しみ、体力を高め、健康で安全な生活のできる資質や能力を育成する教育の推進～

- ① 教科体育の充実と適切な部活動等の推進による児童生徒の体力向上
- ② 食育の推進、フッ化物洗口の実施等による児童生徒の自律的な健康管理能力の育成
- ③ アレルギー疾患への対応マニュアルの作成及び関係機関と連携した組織的対応の充実
- ④ すべての児童・生徒の生命を守る安全教育・防災教育の充実
- ⑤ 感染症防止を意識した生活様式への対応と徹底

(4) 教育体制の整備・強化

～宇城市を担う子供の育成のための学校活性化を支援する「ひと・もの・こと」等の環境の整備・充実～

- ① 幼・保等との連携及び各ブロックの特色を生かした小中一貫教育の推進
- ② 各学校等における国版コミュニティ・スクールの実施、地域学校協働活動との一体的な推進
- ③ 教職員の意識改革や学校事務の効率化のための環境整備を通じた、学校改革（働き方改革）の推進
- ④ 特別支援教育支援員等を活用した切れ目ない支援体制の充実
- ⑤ 教育支援センター（宇城っ子ネット）やのびのび学習会等の学校支援環境の充実
- ⑥ I C Tの効果的活用と安全管理
- ⑦ 学校図書館や教材備品等の充実と効果的な利活用

3 具体的な事業

(1) いじめ、不登校対策事業

いじめや不登校、問題行動、SNSの普及に伴うインターネットトラブルなど、児童生徒に関わる新たな問題が憂慮すべき状況にあります。学校は児童生徒の心の揺れや悩みに寄り添い、適切な指導助言を通して問題の未然防止や早期発見、早期対応及び解決に取り組むことが求められています。

① 宇城市教育支援センター（宇城っ子ネット）

○ 目的

何らかの心理的、情緒的要因により、不登校などの状態にある児童生徒に対して、学校と家庭の中間的存在としての役割を担い、学習、生活の場を提供するとともに、個別対応から集団生活へと移行させることにより、対人関係や集団生活への適応を高め、学校、保護者、関係諸機関との連携を保ちながら、学校生活への復帰を促すことです。

○ 方針

- ・ 児童生徒の個々の興味関心や心身の状態に即し、必要に応じた学習や体験活動を行います。
- ・ 教育相談及び話し合いなどを通して悩みの解消、生活のリズムの改善及び生活意欲を引き出す支援に努めます。
- ・ 個別指導及び集団での活動を通して、社会性、協調性を育み、自立心を養います。
- ・ 学習活動への援助を通して学ぶ喜びを味わわせ、意欲を高めます。

○ 指導内容

- ・ 個別またはグループによる学習
- ・ 体験活動、スポーツ
- ・ 相談及び話し合い
- ・ 日常生活リズムの醸成



○ 会場 原則、不知火支所内、必要に応じ外部の施設を使用します。

○ 日時 毎週月～金曜日 午前9時45分から午後3時30分まで (曜日で時間が異なります)

○ 活動内容及び1日のスケジュール

基本的に、児童生徒の興味関心をもとにして、スタッフとともに話し合い、活動内容を具体的に決めて活動します。

【1日のスケジュール】

	9:45	10:10	11:00	11:10	12:00	13:00	13:30	13:50	14:00	15:00	15:30
月・水・木	朝の会	1限	休み時間	2限	昼食・昼休み	3限	準備	宇城っ子タイム (体験活動)	帰りの会		
火	Challenge Day (学校に登校できるように挑戦します)					1限	準備	宇城っ子タイム (学習活動)	帰りの会		
金	朝の会	1限	休み時間	2限	昼食・昼休み	掃除 帰りの会					

<学校での取組>

- ・「愛の1・2・3運動+1」・・・欠席1日目は電話連絡、2日目は家庭訪問、3日目は、組織的対応。（10日目までにSC・SSW等の活用）
- ・子供を見つめる朝会などの実施・・・週に1回程度、全職員で気になる児童生徒のことを出し合い、その対応等を共通理解する場とします。
- ・子供とふれあう時間の確保・・・児童生徒と個別に話す時間を設定するとともに、職員と子供たちがふれあう時間・場を増やすようにします。

② 教育相談員派遣事業

不登校生徒や学校には登校できるが、教室に入ることができない生徒に対して、悩みを聞いたり、相談に乗ったりする「教育相談員」を中学校に派遣しています。多忙なため十分な時間をとって話を聞くことができにくい担任などを補佐し、生徒が抱える悩みや思いをじっくりと聞くことができるこの相談員の果たす役割は大きいものがあります。また、生徒の思いを聞いた相談員は、その情報を担任などに伝え、担任の指導にも生かされています。

③ 不登校支援サポーター派遣事業

県から不登校支援サポーターの派遣を受けて、担任を中心に生徒・保護者との信頼関係を深めながら、不登校などの改善・解消に取り組みます。不登校の生徒が登校できた時に学習面、生活面など個別に支援を行い、学校での居場所づくりの取組を進めていきます。

(2) 国際理解教育事業

① 教育課程特例校事業

宇城市では、国際理解教育の一環として平成21年度から「教育課程特例校」として1年生～6年生まですべての学年で「小学校英会話科」（うきうきイングリッシュ）を実施し、21世紀の国際社会に貢献する、持続可能な社会の担い手となる児童の育成に取り組んできました。令和2年度からは新学習指導要領が実施されたことに伴い、3・4年生は「外国語活動」5・6年生は「外国語科」となり新学習指導要領の内容のとおり実施しています。そのため、1・2年生のみが特例校として「うきうきイングリッシュ」教材を活用して「英語活動」を実施しています。学習内容は、ゲームや歌などの体験的活動を通し、英語特有の音声、リズム、基本的な挨拶や会話表現の具体的なやりとりを楽しむ活動を行っています。

また、小学校6年間の英語の学習を、中学校外国語（英語）の学習にしっかりつないでいくために、宇城市12小学校の英語の授業の様子や、児童の英語学習に対する意識調査の結果等を各学校の「ホームページ」に掲載しています。

② 国際交流事業

平成17年度から夏休みの期間中、異文化との交流や体験を通して豊かな国際感覚を身に付けた青少年の育成を目的として、毎年、市内の中学生を対象とした海外視察研修を行っています。

8月にシンガポール（ブーンレイ中学校）を訪問し、ホームステイによる生活体験や現地生徒との交流などを行います。

また、11月にはブーンレイ中学校が宇城市を訪問され、相互に交流を実施し、国際理解及び友好親善を深めています。

コロナ禍のため、令和3年度から令和4年度は、タブレット端末を利用し、オンラインでシンガポール（ブーンレイ中学校）との交流を行いました。令和5年度はオンライン交流に加えて、シンガポールからの訪問団と市内で対面交流を実施します。



(3) 学力向上対策事業

① 学校教育審議員学校訪問事業

教職員の資質の向上・授業力向上のために、三人の学校教育審議員が宇城市のすべての小中学校の授業を参観したり、授業研究会や校内研修に参加したりしながら指導助言を行っています。授業訪問の際は、授業者は略案を作成して授業に臨み、校長・教頭・審議員が授業を参観します。事後に自己評価を行い、審議員は校長や教頭を交えて授業者と面談を行うとともに、その後文書で指導助言を行っています。一年間にすべての教師が、1～2回の訪問授業を受けるので、校長・教頭にとっても授業をじっくりと見て気づきやアドバイスをする良い機会となっており、授業改善を図り児童・生徒の学力向上につなげる取組となっています。

<授業の訪問の視点>

○人権を大切にした授業

○効果的な学習の流れ、学習形態の工夫

○ICT機器の活用、板書の工夫、教材・教具の活用

○認め合える集団づくり、学習規律の定着、適切な学習環境づくり

○「熊本の学び」推進プランに沿う授業づくりの指導と助言

○『分かる・楽しい』授業づくり・5つの心得を取り入れた授業

○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

○新採6年目までの教員を中心とした指導力育成支援



② 「のびのび学習会」

宇城市内中学3年生に学習内容の基礎的・基本的内容の理解の徹底を図るとともに、主体的な学習態度を身に付けさせ、学力を向上させることを目指して、宇城退職校長会と連携した「学力向上運営協議会」を組織し、「のびのび学習会」を開催しています。

コロナ禍のため、令和2年度から令和4年度は中止しています。

【のびのび学習会の内容】

- 教科 数学及び英語
- 会場 4会場（三角・不知火・松橋西・小川防災拠点センター）
- 参加者 各会場20名程度
- 講師 退職校長会会員 他

③ 論語・日本語の素読・音読

次世代を担う子供たちの①知識基盤、②文化的価値、③感性や情緒の基盤、④思考・対話のツールとして役立たせるために、小中学生の「素読・音読、伝統言語文化の理解、語彙力の向上」を目指した学習教材を作成し、小学4年生から中学3年生までに配付しています。本教材の作成に当たっては、宇城市の教職員がプロジェクトを組織し、論語、古典文学、近代文学から教材を厳選し編纂しました。平成26年度から学校では、朝自習や業間活動、授業の補助教材として、家庭では、自学や親子での素読・音読などに広く活用しています。また、補完する取組として子供たちに楽しく論語に親しんでもらうことをねらいとして、平成27年度から「宇城市論語カルタ大会」を開催しています。

令和2年度から令和5年度は、コロナ禍のため「宇城市論語カルタ大会」は中止しています。

【目標】

- 知識や知恵、語彙力の向上を図る。(知識基盤としての論語・日本語)
- 日本語、日本の美意識、日本文化を理解する。(文化的価値としての論語・日本語)
- 感受性、倫理観、価値観、郷土愛を醸成する。(感性・情緒の基盤としての論語・日本語)
- 考える力、表現する力、対話する力を育成する。(思考・対話ツールとしての日本語)

【論語・日本語で育てたい具体的な力】

- 豊かな人間性と豊かな感性
 - ・言葉の響きとリズムを感じる

論語をはじめ俳句、和歌、漢詩、詩等を読み、素読・朗読を通して、日本語



の響きやリズムに親しむことができる。

- ・ 日本的美意識に気付く

論語の中の「仁・義・礼・智・信」を中心とした価値観や日本的美意識・風流やわびさびなど、長い歴史の中で育んできた東洋的・日本的美意識にふれる。

- ・ 感性を磨き情緒を育む

日本の豊かな自然や四季を表現する言葉、自然を生かした日本の生活に関する文章に親しみ、豊かな感性を磨き情緒を豊かにする。

- ・ 言葉と人間性を磨く

文字や言葉の歴史を学び、言葉の大切さに気付き、より良い人間関係を築く基礎とするとともに、他者との言語交流を通して心の絆を深める。

○豊かな知性と正しい理性

- ・ 美しい日本語を覚える

日本語の発達歴史、私たちが使っている言葉の語源、俳句や短歌などの日本的な音や韻について学ぶ。

- ・ 日本の言語文化を学ぶ

日本の豊かな四季や人々の営みの中から生まれた、風情や情緒豊かな古典の文章表現を学ぶ。

- ・ 感性豊かな表現を使いこなす

日本独特の表現を理解し、多様な表現力を学び、豊かな語彙力を身に付ける。

- ・ 思考力とコミュニケーション力を身に付ける

言葉・言語を活用した論理的・情緒的・創造的思考力を身に付け、言語能力を高め、好ましい人間関係の構築を図る。

④ 2学期制の定着

平成19年度から「2学期制」を導入しています。

「学びの連続」と「ふれあい」をキーワードに、児童生徒の学力充実と教職員の意識改革を目指したものです。

3学期制では、「各学期終了後に長期休業に入り、学習の連続性が途絶える」、「長期休業前が慌ただしく、授業にじっくり取り組めない」等の理由で「負担感を軽減」することが難しい状況でした。

2学期制を導入することで授業の進め方など教育活動全般を見直すことができ、負担感を軽減することができます。長期的視点で学習指導を計画でき、じっくり学べる授業が行われるようになりました。また、時間的なゆとりができることで先生たちはこれまで以上に子供たちとふれ合うことができ、きめ細かな指導と評価ができます。

【2学期制の年間日程】

前期：4月1日～10月第2月曜日まで

後期：10月第2月曜日の翌日～翌年3月31日まで

学年始休業日（春休み） 4月1日～7日

夏季休業日（夏休み） 7月21日～8月29日

ただし、8月30日と31日が週休日にあたる場合は教育委員会が指定する日

秋季休業日（秋休み） 10月の第2月曜日の翌日及び翌々日

冬季休業日（冬休み） 12月25日～翌年1月6日

学年末休業日（春休み） 3月26日～31日

（4）小中一貫教育推進事業

宇城市では、平成24年度に豊野小学校校舎の新築、中学校校舎の改修工事を完了し、平成25年4月から豊野小中一貫教育校がスタートしました。9年間を見通した教育の推進により、児童生徒の学力向上を図るとともに中一ギャップの解消、いじめや不登校の解消など様々な教育課題を解決



する方策としても有効な手段の一つと考えます。今後も、宇城市全域の小中学校を中学校区ごとのブロックに分け、学校施設の立地条件や地域の特性等に合わせて、ブロック毎に適切な小中一貫教育を推進してまいります。

（5）特別支援教育総合推進事業

特別支援教育は、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うものです。平成19年に学校教育法が改正され、全国の小中学校で支援体制の整備が進められています。

宇城市でも、宇城市特別支援教育連携協議会を立ち上げ、幼児・児童・生徒の実態の把握と個に応じた支援のあり方について、幼稚園、保育園等、小・中学校、高等学校、福祉関係者と連携を図りながら検討を重ねています。

また、平成18年から小中学校の特別支援学級や通常学級における支援が必要な児童生徒のため特別支援教育支援員を配置し、個々のニーズに応じた教育的支援に応じています。

令和5年度は、50名の支援員を配置しています。特別支援学級はもちろん、通常の学級に在籍するLD（学習障がい）やADHD（注意欠陥・多動性障がい）、高機能自閉症などの児童生徒の学習や生活のサポートを行っています。

○特別支援学級 69学級（小学校：50 中学校：19）

○通級指導教室設置校 小学校：4 中学校：1 90人

○特別支援教育支援員 17校 50人 看護師1人

（R5.5.1現在）

<グランドモデル事業について>

平成20年度から24年度まで、文部科学省から地域指定を受け、この事業により、相談支援ファイル（よかこファイル）を作成し、希望される保護者にお渡ししています。

○よかこファイルとは？

あらゆる障がいのある方に対して、保護者や関係者が連携し、生涯にわたって一貫した支援を行うことを目的として保護者が保管・所持・管理します。関係者と情報を共有するのにとても役立つファイルです。

○よかこファイルの内容

- ・プロフィール ・成長の記録 ・医師の診断記録 ・療育、相談等の記録
- ・個別の教育支援計画及び移行支援計画 ・卒業後の進路（進学、就労）
- ・サポートブックなど

(6) 宇城市奨学金制度

宇城市では、学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学または専修学校の高等課程もしくは専門課程に入学を許可され、または在学する人で、経済的理由により修学が困難な人に対し、奨学金の貸し付けを行います。

◆奨学金の種類

- ア 入学支度金 学校等に入学する際に必要となる費用に充てるために貸与する奨学金
- イ 定期奨学金 授業料その他修学のため定期的に必要となる金銭に充てるために定期に貸与する奨学金

◆貸付対象者

- ア 本市に居住する人の被扶養者
- イ 学校等に在学している人（入学支度金の場合は、学校等に入学することが確実であると見込まれる人）
- ウ 経済的理由により修学が困難であると認められる人、又は家計急変の事由が生じたことによる経済困難が継続すると見込まれる人

◆貸付金額

- ア 入学支度金 高等学校、高等専門学校及び専修学校の高等課程 20万円
- イ 入学支度金 短期大学、専修学校の専門課程及び大学 40万円
- ウ 定期奨学金 高等学校、高等専門学校及び専修学校の高等課程 月額2万円
- エ 定期奨学金 短期大学、専修学校の専門課程 月額2万5千円
- オ 定期奨学金 大学 月額3万円または5万円から選択した額

◆貸付申請期間

- ア 入学支度金 11月1日から12月28日
- ウ 定期奨学金 4月1日から4月30日

※災害等の理由により、家計急変の事由が生じたことによる経済困難が継続すると見込まれる場合は随時申込みできます。

◆奨学金の返還

ア 奨学金の貸付けが終了すると、返還の義務が生じます。返還金は、後輩奨学生の奨学金として直ちに活用されます。

イ 返還期間

学校等を卒業した日から起算して12か月を経過した日の属する月の翌月から、学校等の区分に応じて、次の期間内に返還を求めます。

(ア) 入学支度金	高等学校、高等専門学校及び専修学校の高等課程	2年
(イ) 入学支度金	短期大学、専修学校の専門課程及び大学	4年
(ウ) 定期奨学金	高等学校および専修学校の高等課程	6年
(エ) 定期奨学金	高等専門学校	10年
(オ) 定期奨学金	短期大学および専修学校の専門課程	4年
(カ) 定期奨学金	大学（修学年限が4年の課程）	8年
(キ) 定期奨学金	大学（修学年限が6年の課程）	12年

(7) 教育の情報化推進

市の基本構想・基本計画などに基づき、平成30年度から令和2年度までを計画期間として「宇城市教育の情報化推進計画」を策定し、学校ICT環境の整備を進めてきました。文部科学省が令和元年12月に発表したGIGAスクール構想を受けて、「全児童生徒1人1台の学習者用パソコン整備」、「家庭でもオンライン学習を可能とする」、「遠隔授業環境の整備」の3本の柱を軸に計画を変更し、令和2年度までに整備を完了しました。

今後も、文部科学省および熊本県教育委員会の指針・方針などを踏まえたうえでSociety 5.0時代を見据え、めまぐるしい社会変化においても対応できるよう包括連携協定を締結しているベネッセコーポレーションと協働してICTを活用した教育を推進します。

1 令和5年度取組方向

学校施設は児童生徒たちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件の一つである。

そのため「第2次宇城市総合計画」及び「宇城市学校施設等長寿命化計画」に基づき、老朽化した校舎等の改築・修繕を計画的に行い、児童生徒たちにとって安心して安全な学び舎の維持に努めると同時に、多様化する教育環境に対応した整備を行う。

また、学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供するとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うなど、食育推進のための生きた教材として重要な役割を担っている。

宇城市の未来の創り手である子供たちに、安全・安心でおいしい学校給食を提供することを基本とし、学校給食のもつ教育的効果を一層高めるとともに、生きる上での基本である、知育、徳育及び体育の基礎となるべき食育の更なる充実、持続的な健全運営を計画的に推進する。

2 重点努力事項

(1) 学校施設の計画的な整備

- ① 宇城市学校施設等長寿命化計画に基づいた計画的な改築・修繕
- ② 不知火小学校屋内運動場およびプールの整備
- ③ 小川中学校建替事業の推進
- ④ 松橋中学校校舎建替事業の推進

(2) 食育の推進

- ① 家庭における食育の啓発
- ② 食文化伝承の推進
- ③ 地場産物の活用拡大
- ④ 安全安心な地場の農産物等の提供

(3) 食物アレルギーを持つ児童生徒への対応強化

- ① 宇城市学校給食食物アレルギー対応食提供事業の実施
- ② 宇城市食物アレルギー対応委員会におけるアレルギー対応への指導、助言体制の強化

(4) 持続的な健全運営の推進

- ① 学校給食施設及び設備の適正管理
- ② 給食施設の衛生管理基準への適合

- ③ 給食施設の再編によるライフサイクルコストの縮減
- ④ 給食調理・配送業務の民間委託推進
- ⑤ 未納額の徴収強化
- ⑥ 学校給食費の公会計化及び無料化の推進

3 具体的な事業

(1) 学校施設の計画的な整備

宇城市では、合併前の各旧町より個別に耐震診断を行い、耐震補強や改築といった手段で耐震化を進め、市内小中学校の校舎および体育館構造体の耐震補強は完了し、平成27年4月に耐震化率100%となりました。

その後、平成28年4月に発生した「熊本地震」により、ほぼすべての学校で校舎や体育館に被害を受けましたが、平成29年度までに復旧は完了しております。

現在は、宇城市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）を基に、宇城市学校施設等長寿命化計画（令和2年3月）を策定し、学校施設の長寿命化に向けて優先順位を設定しつつ、老朽化対策をはじめ教育環境の質的改善を図っています。

(2) 学校施設の目指すべき姿

学校施設整備基本構想の在り方について（平成25年3月）を基に、学校施設の長寿命化に向けて、老朽化対策や時代のニーズに対応した施設整備を進めることとし、宇城市の小中学校施設において次の施設整備を目指します。

- ① 安全・防災面
 - ・誰もが安全・安心に利用できる施設
 - ・災害時の拠点として機能する施設
- ② 学習・生活面
 - ・多様な学習への対応やきめ細かな指導ができる施設
 - ・誰もが快適に利用できる施設
 - ・省エネルギーに配慮した環境負荷の少ない施設
- ③ 複合化・効率化
 - ・他の公共施設との複合化を視野に入れた地域に開かれた施設

(3) 現在実施中の主要な学校施設建設事業



不知火小学校建替事業



小川中学校建替事業



松橋中学校校舎等建替事業

(4) 食育の推進

学校給食の意義や役割について各学校長のもとで作成された「食に関する指導年間計画」に基づき、栄養教諭等が児童・生徒へ食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう指導を行い、さらに、家庭への食育に関する啓発に努めます。

また、「食文化伝承の推進」では、昨年に引続き毎月10日前後に他県の郷土料理、19日前後に熊本県の郷土料理の提供を行い、児童・生徒に伝承していきます。

(5) 食物アレルギーを持つ児童生徒への対応

食物アレルギーを有する児童生徒及びその保護者の学校生活に対する不安を解消し、より良い学校生活を過ごせるよう、校内アレルギー対応委員会を核として、宇城市食物アレルギー対応委員会による指導・助言体制の強化を図り、保護者と学校長・担任・給食主任・養護教諭・栄養教諭・給食調理員等が連携をとり、アレルギー対応食を提供しています。

(6) 衛生管理の徹底

多くの児童生徒を対象としている学校給食は、特に衛生管理（食中毒の事故防止）に万全を期さなければなりません。本市では、学校給食衛生管理基準（文部科学省通知）を遵守し、作業工程表・作業動線図を作成し、安全な調理の徹底に努めています。

また、学校給食における「異物混入対応マニュアル」、感染症状発生時の対応対策として、「感染性胃腸炎の手引き」及び「新型コロナウイルス感染症発症時の対応フロー」等を作成し、対策を講じています。

学校給食物資の調達にあたっては、「宇城市学校給食用物資納入業者登録及び購入に関する要綱」（以下「要綱」という。）の規定に基づき納入契約業者を決定し、要綱に基づき検収を行うことで安全な物資調達を行っていますが、現在は今後の公会計化を見据えた、新たな業者登録制度の検討を行っているところです。

また、納入契約業者を対象に衛生管理研修会を開催し、衛生管理の徹底を図っています。

(7) 地産地消の推進

地産地消については、地場産物食材を積極的に利用した献立の提供に努め、毎月、食育の日に郷土料理や地元農産物を取入れた「ふるさとくまさんデー」を実施しています。また、学校給食納入契約業者に対し地産地消への取組みについての理解と協力を図り、納入物資における地場産物の利用拡大の取組みを推進しています。



JA 熊本うき園
芸部会から豊
福小児童代表
への野菜贈呈
状況(写真左)、
贈呈された野
菜(写真右、写
真は JA 熊本う
き提供)

(8) 持続的な健全運営の推進

安全安心な学校給食提供のため、令和3年8月30日から共同調理場対応区域である不知火・松橋・豊野地区において、学校給食衛生管理基準への適合、食育推進機能、防災機能、環境負荷低減、食物アレルギー対策等の最新機能を持つ、新たな共同調理場である宇城市学校給食センターにて、給食の提供を開始したところです。

今後は、さらなる学校給食運営の効率化とライフサイクルコストの削減を図るため、三角地区・小川地区の自校式調理場の学校給食センターへの統合を推進してまいります。

学校給食費の未納額徴収強化については、現在、私会計となっており市が関与できない形となっているため、今後、国のガイドラインや近隣市町村の動向を踏まえ、公会計への移行を検討し、債権の適正管理及び教職員の負担軽減を図ります。

また、子育て世代の負担軽減を図るため、学校給食費無料化の取組を推進してまいります。

《 学校給食実施状況 》

宇城市では、学校給食を通して、児童生徒の健康の保持、体位の向上を図り、好ましい人間関係を育成するため、小・中学校において学校給食を実施しています。

給食形態は、単独校調理場（三角・小川地区小中学校）及び共同調理場（不知火・松橋・豊野地区）の施設により、主食・おかず・牛乳の「完全給食」を行っています。

(1) 学校給食実施状況

(令和5年5月1日現在)

区 分	完全給食					
	自校式		センター方式		合 計	
	校数	児童生徒数	校数	児童生徒数	校数	児童生徒数
小学校	6	1, 130	6	2, 168	12	3, 298
中学校	2	533	3	1, 126	5	1, 659
合計	8	1, 663	9	3, 294	17	4, 957

(2) 単独校実施状況

小 学 校		中 学 校	
学校名	給食総数	学校名	給食総数
三角小学校	200	三角中学校	146
青海小学校	96	小川中学校	387
小野部田小学校	117		
河江小学校	458		
小川小学校	184		
海東小学校	75		
合 計	1, 130	合 計	533

※給食総数…教職員等及び児童・生徒含む給食数

(3) 共同調理場（宇城市学校給食センター）での実施状況

地区名	給食総数	備 考
不知火	599	
松橋	2, 685	うち受託食数262食
豊野	272	
合計	3, 556	

※給食総数…教職員等及び児童・生徒含む給食数

(4) 調理場職員配置状況

(令和5年5月1日現在)

区 分	学校数		栄養教諭 学校栄養 職員(県職)	調理員数		
	小学校	中学校		職員	会計年度 職 員	合計
自校式(小学校)	6	—	1	6	12	18
自校式(中学校)	—	2	1	2	6	8
学校給食センター	6	3	2	(13)	(25)	(38)
合 計	12	5	4	21	43	64

※自校式の調理員数(職員)には、再任用職員も含まれます。

※宇城市学校給食センターの調理員数(数字)は、委託先の調理員数です。

《 学校給食の流れ 》

(1) 献立作成

作成にあたっては、次のことなどを考慮しています。

- ① 文部科学省の学校給食摂取基準および多様な食品の組み合わせ
- ② 安全・衛生への配慮
- ③ 生きた教材になる食材及び献立の選定
- ④ 季節感のある食品、地場産物の使用や地元の伝統的な献立の導入
- ⑤ 児童・生徒の嗜好等
- ⑥ 家庭で不足しがちな食品の使用（豆類、藻類等）
- ⑦ 食単価への配慮

(2) 献立検討会

「献立検討会」や「給食委員会」を開催し、栄養教諭等を中心に学校給食調理員及び学校関係者と連携を図っています。主な内容は次のとおりです。

- ① 栄養教諭等による、献立の内容及び調理方法等の説明
- ② 前月並びに新献立等についての研究協議（各学校間の意見、情報交換）
- ③ 調理作業における安全・衛生についての確認・指導及び連絡

(3) 給食材料の購入

献立内容をもとに各調理場において、「宇城市学校給食用物資納入業者登録及び購入に関する要綱」の規定に基づき、毎年度学校給食用納入契約を締結し、納入契約業者から食材を調達します。

(4) 給食材料の検収

学校の給食室や学校給食センターに配送されてきた食材について、栄養教諭等や学校給食調理員によって、「学校給食用食品の規格・品質表」を参考に鮮度・質・量目などを検査します。納入された食材について、不良品等が見つかった場合は、「学校給食用物資納入業者が不良品等を納入した場合の措置に関する規程」に基づき返品・交換等を実施します。

(5) 調理作業

学校給食調理員（委託業者含む。以下「学校給食調理員」という。）が、学校の給食調理場及び学校給食センターにおいて、「学校給食衛生管理基準」に基づき調理します。

(6) 確認・検食

栄養教諭等が、作業全般について確認します。（未配置校では、調理員が確認します。）

検食については、学校長や学校給食センター所長等が、児童・生徒への配食前に

仕上がったものを検食し、確認します。

(7) 配膳（配缶）

学校給食調理員が、仕上がったものを学級ごとに食缶（調理された給食を入れる容器）に入れます。

学校給食センターでは、配送車にて、各学校に食缶等を配送します。

(8) 給食時間・給食指導

給食時間に、児童生徒が、給食室（配膳室）まで取りに行きます。その後、各教室にて児童生徒が盛り付け、食事をし、後かたづけを行います。

給食指導については、給食時間中に学級担任や栄養教諭等が給食指導を実施します。

(9) 食缶等の返却

児童生徒が、食缶等を給食室（配膳室）へ返却します。

(10) 洗浄・消毒・清掃

学校給食調理員が、食器や器具の洗浄・消毒、施設の清掃を行います。

1 令和5年度取組方向

市民が生涯を通じて、自らの資質の向上と多様な学習意欲を充たし、生きがいのある生活を営むことができるよう、生涯学習の振興と個人の学習成果が活かされる機会の拡充を図る。

子供も大人も学び合い、育ち合う教育体制の構築に向けて、家庭教育支援の充実に努めるとともに、地域と学校が連携・協働して地域全体で子供の成長を支えていく地域学校協働活動を推進する。

すべての市民が心豊かに暮らすことができるよう、お互いの人権を尊重しあい、差別のない人権共存社会の実現のため、様々な機会を通して行われる学習・啓発活動を推進し、一人ひとりの人権意識の高揚を図る。

文化活動を通して潤いのある地域づくりを目指すため、優れた文化行事を提供する。文化ホールや美術館・図書館においては市民の文化意識の向上を目指し生涯学習の機会を提供する施設として文化の発展に寄与する。

今後も市民ニーズに合った質の高いサービスを提供することで利用者を拡大し、宇城市の生涯学習の振興と発展に努める。

2 重点努力事項

(1) 生涯学習の推進

- ① 家庭や地域の教育力の活性化
- ② 学習成果の活用推進
- ③ 社会教育関係団体の自立及び学習活動の推進
- ④ 的確な学習相談と学習情報の提供

(2) 地域学校協働活動の推進

- ① 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールとの一体的な推進
- ② 地域学校協働活動推進員の増員・育成及び統括コーディネーターの配置
- ③ 地域教育力の活用

(3) 青少年の教育と健全育成

- ① 学校・家庭・地域が連携した青少年健全育成
- ② 青少年の体験活動・学習活動の支援
- ③ 青少年リーダーの育成と活用
- ④ 二十歳の記念式典への参加促進

(4) 基本的人権の尊重と差別意識の解消

- ① 人権のまちづくりを目指した人権同和教育・啓発活動の推進
- ② 学習会及び研修会の充実
- ③ 市民ニーズに合わせた人権フェスタの開催

(5) 文化活動の推進と施設の活用促進

- ① 文化協会・伝統文化芸能の継承発展のための支援
- ② 文化施設・図書館・美術館の指定管理者との連携
- ③ 文化活動充実を図るためのボランティア育成
- ④ 図書館・美術館の利用者の拡大と利用者の満足度の増大
- ⑤ 市民ニーズにあった企画展の充実と広報活動の強化

3 具体的な事業

(1) 生涯学習の推進

① 家庭や地域の教育力の活性化

・「子育て学習支援事業」の実施

市内小・中学校で実施する子育てや家庭教育に関する講座・講演会に対して、熊本県教育委員会が行うくまもと「親の学び」プログラムを活用した事業や講師、トレーナーの紹介等、情報の提供を行います。

・家庭教育の啓発

「くまもと家庭教育10カ条」等を用いて、教育における家庭の役割と責任について啓発を行います。

・「家庭教育学級」への支援

地域の「家庭教育学級」の活動を支援・指導して、地域の子どもを地域全体で育てる体制づくりを推進するとともに、地域間交流を促進します。

・「教育懇談会」の開催

地域の教育力向上を目指し、地域住民が一体となった健全育成活動を推進するため開催します。

② 学習成果の活用の推進

・学習成果の活用の場の提供

文化スポーツ課と連携し、公民館講座や自主講座の学習成果を活かす機会の充実を図るとともに、各自治公民館の取り組みの紹介や社会教育事業の紹介を行うための発表の場の提供を行います。

③ 社会教育関係団体の自立及び学習活動の推進

・情報提供と持続的な活動支援

各団体の現状に応じ、情報収集や学習及び相談機会の提供を充実し、持続的な活動につながるよう支援します。

・指導者のスキルアップと養成

熊本県等が実施する、指導者等を対象とした研修会へ積極的な参加を促し、リーダーの養成及び資質の向上を図り、活動の活性化と充実・振興を支援します。

④ 的確な学習相談と学習情報の提供

・学習相談への対応

生涯学習活動に関する学習相談に対応するとともに、学習情報を広報・ホームページ等で提供します。

(2) 地域学校協働活動の推進

① 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールとの一体的な推進

・「地域学校協働活動の推進事業」の実施

地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えること目的に、学校や周辺環境の整備、授業での学習補助などの学校支援活動や、放課後の時間を活用した勉強、スポーツ、文化活動、地域との交流活動を行う放課後子ども教室を推進します。

・コミュニティ・スクールへの取り組み

市内全域にコミュニティ・スクールと地域学校協働活動とが一体となった取り組みを行います。

② 地域学校協働活動推進員の増員・育成及び統括コーディネーターの配置

・地域学校協働活動推進員の活用

令和5年度は社会教育委員10人を含む18人に地域学校協働活動推進員を委嘱しました。そのうち9人の推進員が市内全域をカバーしながら地域学校協働活動を推進しています。2人の統括コーディネーターが、推進員の活動をサポートします。

③ 地域教育力の活用

・地域社会と連携した教育力の活用

地域学校協働活動を充実するため、幅広い地域住民の参加を得ながら、地域教育力の活用を促進します。



当尾小学校 田植え



豊野小中学校 ひまわり園

(3) 青少年の教育と健全育成

① 学校・家庭・地域が連携した青少年健全育成

・「あいさつ運動」の実施

地域の子は地域で育てるという思いのもとに、各種団体（青少年育成地区民会議・PTA・民生児童委員・老人会・婦人会・子供見守りボランティア等）による「あいさつ運動」を実施します。

・「街頭指導」の実施

毎月、青少年育成地区民会議による夜間街頭指導（夏休み・祭り等には特別街頭指導）を定期的実施し、青少年の非行防止に努めます。

・「家庭の日」啓発事業の実施

愛情と信頼に結ばれた温かい家族を育てることを目的に、県が奨励する“家庭の日”啓発事業として、家族と料理づくりなどを実施します。

・「子供見守りボランティア」事業の実施

子供たちが安心して登下校するために、地域の子供たちを温かく見守っていただく「宇城市子供見守りボランティア」事業を実施します。



・「子供かけこみ110番」フラッグの設置

子供たちの事件、事故を未然に防ぎ、安全な場所を確保するため学校を通じて「子供かけこみ110番」フラッグを民家や企業に設置します。

・「子供あんしんコール」の設置

小・中学生からのいじめや不登校の悩み、保護者からの子育てに対する悩みといった様々な問題に対応するため、電話・メール・面談・インターネット等による相談対応を行います。

・「青色回転灯設置車」での巡回

青少年教育担当指導員が、小中学生の下校時刻に合わせて市内全域を巡回します。

② 青少年の体験活動・学習活動の支援

・「体験活動事業」の実施

地域と家庭（保護者）・学校等が連携し、子供達を取り巻く地域社会が一体となって「地域の子供は地域が育てる」心の情勢を図り、地域教育力の向上と地域活性化に寄与することを目的として実施します。

・「宇城っ子のつどい」の実施

小学5・6年生を対象に、自然に親しみ友情を深めながら規律ある集団生活を送ることで「協力する心」「我慢する心」等を育みリーダーとしての育成を図ります。



令和4年度宇城っ子のつどい（鹿児島県大隅市 大隅青少年自然の家）

・「少年の主張大会」の開催

中学生を対象に、物事を論理的に考える力や、自らの考えを正しく伝え、理解してもらう力を身につける契機とするために実施します。また、青少年の健全育成に対する市民の理解と関心を深めます。

③ 青少年リーダーの育成と活用（小・中・高の段階的育成）

・ジュニアリーダーの育成と活用

小学生時代に「宇城っ子のつどい」に参加した中学生を中心に募集し、高校生ボランティアリーダーの補佐役として、野外活動や集団宿泊体験等において小学生の班をまとめるなどの役割を持たせることで、リーダーとしての資質を持った心身ともにたくましい子供の育成を図ります。

・高校生ボランティアの育成と活用

「宇城っ子のつどい」等の事業で高校生ボランティアを募集し、小・中学生に対する協力者・指導者として参加することで、リーダーとしての資質を向上させることを目的に実施します。

④ 二十歳の記念式典への参加促進

・実行委員会の設置

新たに二十歳となる代表者で構成する成人式実行委員会を設置します。委員は、名簿の作成や式典の内容などを決定し、式当日も受付や司会などの役割を務めます。

・二十歳の記念式典の開催

一同に会し、二十歳を迎えた喜びを分かち合い、社会人としての自覚と責任を認識することで、社会を構成する一員として地域に貢献する心を育みます。



代表者による総合司会



令和5年 二十歳の記念式典

(4) 基本的人権の尊重と差別意識の解消

① 人権のまちづくりを目指した人権同和教育・啓発活動の推進

・広報紙（毎月発行）による啓発や、公民館事業の高齢者講座、女性学級等で人権学習講座を実施し、人権意識の高揚を図ります。また、2020年（令和2年）宇城市部落差別等をなくし人権を擁護する条例の施行により、部落差別を解消するための人権教育への、サポート体制を整備します。

・宇城人権教育研究協議会と連携し、人権同和教育を推進します。

② 学習会及び研修会の充実

- ・小・中・高校生を対象とした「ふれ愛学習会」を開催し、人権問題について学び、正しい知識をそなえ、豊かな人権感覚を身につけることを目的とした人権教育の推進を図ります。
- ・「子ども人権出前講座」「就学前指導者研修会」など実施する。また、人権啓発課と連携し市職員の人権研修や各種団体（高齢者学級等）の研修の充実を図ります。

③ 市民ニーズに合わせた人権フェスタの開催

- ・市内5会場で開催する「人権フェスタ in うきし」では、講演会をはじめ、宇城市内の小中学校及び、市内県立学校生等による、人権標語やポスター等を展示。その他、人権啓発ポスターや男女共生パネル等も展示し、市民全体を啓発することで人権尊重のまちづくりを目指します。



人権フェスタ（不知火会場）



ふれ愛学習会（平和学習）

（5）文化活動の推進と施設の活用促進

① 文化協会・伝統文化芸能の継承発展のための支援

- ・文化協会への補助と連携
- ・学校・団体・指定管理者等への事業推進

文化芸術団体による巡回公演等の事業を推進し、子供たちや市民の方々へ優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供して、コミュニケーション能力の育成、将来の芸術家の育成、芸術鑑賞能力の向上につなげます。

- ・伝統文化芸能まつり開催

宇城市は豊かな自然と温暖な気候に恵まれ、古くから歴史的風土に培われた多彩な伝統文化があります。これらは先人たちが生活の営みの中で育んできた貴重な財産であり、それを受け継ぎ、守り、後世に埋もれないように継承することが重要です。「伝統文化芸能まつり」を開催することにより、市民に知ってもらうことはもとより、伝統文化活動を通し、心豊かな人間形成と地域の絆づくりを目指します。



小川阿蘇神社奉納獅子舞（小川町）



豊年もちつき踊り（松橋町）

② 文化施設・図書館・美術館の指定管理者との連携

- ・指定管理：松橋総合体育文化センター及び小川文化ホール

平成20年度から指定管理者へ管理委託。効率的な運営・市民へのサービスの向上・施設管理費の削減が実施できています。

- ・松橋総合体育文化センター大規模改修事業（第2期）

経年劣化し、老朽化が進行している外壁や屋上を改修し、電気設備・機械設備等を更新することにより、長期的に運用できる施設として整備しました。

③ 文化活動充実を図るためのボランティア育成

- ・ボランティア団体と連携し、図書館の「おはなし会」などを市民の文化活動実践の場とし、より主体的に活動に参画できる環境を整備することで、市民コミュニティ熟成のきっかけづくりを促進します。

④ 図書館・美術館の利用者の拡大と利用者の満足度の増大

- ・図書館は、本の貸し出し利用者を市内在住者から全国に拡大し、また全国初のLINEを使った利用者カードとの連携で、利用者の拡大を図ります。

また、本館を年中無休、開館時間を午前9時から午後9時まで延長し、こども絵本のいえやカフェを併設することで利用者の満足度増大を図ります。



図書館（学習室）



図書館（カフェスペース）

⑤ 市民ニーズにあった企画展の充実と広報活動の強化

・企画展は年3回以上開催し、新たに参加体験型など、美術・工芸等の各分野にわたり幅広く実施します。広報紙やHPのほかSNSを活用した情報発信を強化します。



1 令和5年度取組方向

宇城市民が生涯にわたって「スポーツ」「公民館活動」などを通して生き生きと活力ある生活環境づくりを推進するため、各種団体、関係機関との連携のもと、「第2期宇城市スポーツ振興計画」に基づくスポーツの振興及び生涯学習の振興を支援する。

スポーツ施設や防災拠点センター等を効果的に活用し、生涯スポーツ、公民館講座等の充実と発展に努める。

一方、歴史、文化財は、先人が残した財産であり、この貴重な財産が失われないよう埋蔵文化財、古文書等の保護に努めるとともに、三角西港をはじめとする文化財全体の適正な保存・活用を図る。また、市民の文化財愛護意識を醸成するために、補助事業等により地域団体の活動を支援するとともに、郷土資料館を活用し情報発信や理解増進に努める。

2 重点努力事項

(1) 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

- ① 各種スポーツ教室・スポーツ大会の開催
- ② 子どものスポーツ振興・学童スポーツクラブの支援

(2) スポーツ施設の整備・充実

- ① 体育施設の計画的な整備による安全で快適な施設の提供
- ② 体育施設の利用促進及び利便性の向上と体育施設の管理・運営の強化

(3) スポーツ関係団体との連携強化

- ① スポーツ協会や各種スポーツ団体との連携強化
- ② スポーツ推進委員協議会との連携強化

(4) 公民館活動の推進

- ① 公民館講座の充実と地区自治公民館活動の積極的な推進

(5) 生涯学習基盤の整備・充実

- ① 防災拠点センターを活用した生涯学習基盤の整備・充実

(6) 文化財の保存と活用

- ① 埋蔵文化財の確認・発掘調査及び整理作業の推進
- ② 指定文化財の保存・活用に係る補助制度の整備
- ③ 郷土資料館の運営・企画・啓発活動
- ④ 文化財の調査、研究、指定、保存、整備

(7) 世界遺産「明治日本の産業革命遺産」三角西港の保全と活用

- ① 追加勧告に伴う世界遺産委員会への対応

3 具体的な事業

(1) 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

① 各種スポーツ教室・スポーツ大会の開催

・主なスポーツ教室・スポーツ大会（令和5年度）

	行事名		開催時期	場 所
イ ベ ン ト	スポーツフェスティバル		3月	
	各地区体育祭	三角地区 不知火地区 松橋地区 小川地区 豊野地区	10月	各校区グラウンド他
教 室	B & G体操教室（全42回）		4月～3月	B&G 体育館
	少年野球教室（小学生対象）		11月	豊福グラウンド
	B & G水泳教室		7月～8月	B&G プール
	B & G海洋クラブ		7月～8月	B&G 艇庫
	陸上教室		11月	未定
	少年野球教室（中学生対象）		10月	豊福グラウンド
	小学生バレーボール教室		未定	松橋中学校体育館
大 会	ウォーキング大会		11月	未定
	B&G 会長杯ミニバスケットボール大会		3月	B&G 体育館
	B&G 会長杯少年柔道大会		7月	B&G 体育館
	ちびっこトライアスロン大会		8月	旧豊野小学校周回
	小川町コスモスジョギング大会		10月	旧コスモス街道
	みかん狩りウォーキング大会		11月	不知火町
	上村春樹旗小川柔道大会		10月	小川中体育館
	武道大会	柔道	12月	不知火武道館他
		剣道	10月	
		弓道	2月	
	みすみランラン駅伝大会		1月	三角町戸馳地区
	小川健康づくり駅伝大会		11月	稲川グラウンド周辺
	宇城市少年サッカー三角大会		2月	三角グラウンド・小学校
	デコポン駅伝大会		3月	不知火中学校周辺
	さくらマラソン大会		3月	豊野グラウンド周辺
宇城市民駅伝大会		未定	未定	

② 子どものスポーツ振興・学童スポーツクラブの支援

・平成31年4月から小学校運動部活動が廃止となり、社会体育へと移行しました。市の活動指針に基づいて立ち上がったスポーツクラブを「学童スポーツクラブ」と呼び、その「学童スポーツクラブ」に係る課題及び対応策について支援を行います。

また、スポーツのトップ選手や一流の指導者による講演会を開催し「本物の技術を見て、本物を感じることで子どもたちに夢や感動を与えるとともに、学童スポーツクラブ等の指導者の育成を行います。

【参考】令和5年度スポーツクラブ概要（4月末現在）

■クラブ数：14 ■児童数：212人 ■指導者数：46人

□ B&G海洋クラブの開催



□ ちびっこトライアスロンの開催



□ 陸上教室の開催



(2) スポーツ施設の整備・充実

① 体育施設の計画的な整備による安全で快適な施設の提供

・水俣条約に係る水銀灯の製造・輸出入の禁止に伴うグラウンド・体育館の水銀灯照明取替え工事を計画的に実施するため、中長期事業計画に盛り込みました。今年度は、都市整備課が進める公園長寿命化計画により、不知火グラウンドの水銀灯照明取替え工事を行う予定です。また、ふれあいスポーツセンターの観覧席設置工事、さらに熊本地震による不具や老朽化による当尾グラウンドトイレ更新工事も実施します。

② 体育施設の利用促進及び利便性の向上と体育施設の管理・運営の強化

・スポーツ施設の老朽化に伴い利便性や安全性が低下している部分の、段階的な改修工事や施設の統廃合を計画的に行い、利用者の増加を図ります。また、適正な指定管理者制度の導入等により、施設の有効利用や運営の強化を行います。

(3) スポーツ関係団体との連携強化

① スポーツ協会や各種スポーツ団体との連携強化

・地域スポーツの振興には、スポーツ協会をはじめ各種団体との連携が必須となります。市スポーツ協会は、県民体育祭、熊日駅伝等の競技スポーツはもとより、ジュニアスポーツや生涯スポーツの推進を担っています。市補助金の活用内容について管理を行い、適正な運営を行います。その他、学童スポーツクラブ、総合型スポーツクラブ等との連携強化を図ります。

② スポーツ推進委員協議会との連携強化

・スポーツ推進委員協議会の資質向上研修会やイベントへの積極的な参加により、連携を強化し、スポーツを通して市民の体力向上、健康増進に繋がります。

(4) 公民館活動の推進

① 公民館講座の充実と地区自治公民館活動の積極的な推進

・高齢者学級、女性学級、子どもの楽校などの内容を充実させ、魅力的講座を開設し、地域住民が楽しく集い、熱心に学ぶ機会の提供を行います。



高齢者学級



女性学級

・自治公民館等の施設改修費の補助金交付を行っています。また、自治公民館に対する積極的な情報提供や、各館の意見交換、交流の機会を図り、その活動を支援しています。また、自治公民館長を対象に、宇城地区公民館研究大会や公民館祭り等への積極的な参加を促し、次世代の自治公民館のあり方について学ぶ機会を提供します。

(5) 生涯学習基盤の整備・充実

① 防災拠点センター等を活用した生涯学習基盤の整備・充実

・防災拠点センターの建設に伴い、中央公民館（小川）と防災拠点センター4館（三角・不知火・松橋西・豊野）が公民館機能を有する施設となり、文化スポーツ課で管理・運営を行っています。各施設は研修室や会議室を備え、様々なイベントや研修、講座の利用が可能となっています。その施設を利用し、地域住民の教育文化及びレクリエーション活動等、地域住民の連帯感を高め、地域の絆や自治意識を醸成する拠点となるような整備を行います。

(6) 文化財の保存と活用

① 埋蔵文化財の確認・発掘調査及び整理作業の推進

・埋蔵文化財とは、土に埋蔵されている文化財で、一般に遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）と言われています。この遺跡の範囲内で、開発行為等行う際には、文化財保護法に基づいて、埋蔵文化財発掘届出（通知）が必要となっています。開発行為等は、遺跡を破壊する行為となるため、遺跡確認後、開発行為の計画変更ができず、現状保存の措置をとることが出来なかった場合は、遺跡を後世に残すための記録保存として発掘調査を行います。発掘調査後は、出土品、図面及び写真等から、遺跡の性格や位置付けのために、整理作業と報告書作成を行います。これらの埋蔵文化財業務は、専門職である学芸員のみが、担当できる業務となっています。年間の届出・通知の他、遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）内での大規模な開発として国営圃場整備事業が予定されています。既調査分の整理作業も含め、業務推進のための人員不足が課題となっています。

② 指定文化財の保存・活用に係る補助制度の整備

・指定文化財は、失われることがないように保存・管理し、継承していく必要があります。そのため、所有者には、指定時の状態を維持してもらう中で、文化財の保存や価値に大きく影響する場合は、事前の届出など手続きが必要となります。

また、文化財の管理を行う中で、所有者・管理者・地元行政区に市文化財保存事業費補助金交付要綱に基づく、補助金を活用してもらい、経費に対する補助金交付を行っています。地域の文化財の管理に地域住民が関わることは、文化財保護意識の観点からも望ましく、文化財への理解と郷土愛醸成に繋がっています。

③ 郷土資料館の運営・企画・啓発活動

・指定文化財は、保存・管理と同時に活用が求められているため、市のホームページや広報紙にて、広く文化財の周知活動を行っています。また、市立郷土資料館では、宇城管内の生業や遺跡、民具等文化財の正しい知識や関心を得る機会を提供しています。また、年間計画を作成し、企画展・ワークショップ等を開催し、郷土の偉人について特設コーナーを設け、郷土に対する関心、理解を深めるだけでなく、文化財への興味を深めるきっかけを提案していきます。



企画展示

あなたの知らない穴の世界
(資料館にて)



ワークショップ

穴の開いた土器作り
(資料館にて)



松橋高校生によるギャラリートーク

(資料館にて)



④ 文化財の調査、研究、指定、保存、整備

・文化財は、人類の文化的活動によって生み出されたもので、種類は、有形・無形・民俗文化財、記念物（史跡・名勝・天然記念物・登録記念物）、文化的景観、埋蔵文化財等、多岐に渡っています。これらの中で特に重要なものについて、国や県及び市町村が指定、選定を行って指定文化財として保護の対象としています。国指定重

要文化財「浄水寺碑附天保二年修理記念碑」、国指定名勝「不知火及び水島」などのように、国の指定を進め文化財保護を図っています。近年は、平成28年熊本地震により倒壊される懸念のある未指定の歴史的建造物（個人所有）について、熊本県被災文化財等復旧復興基金を活用し、国登録有形文化財の登録を行っています。

（参考）市内にある国・県・市指定文化財数：122件。

（令和5年5月時点）



国指定名勝

不知火及び水島 永尾劔神社（観望地）



国登録有形文化財

若城金物店店舗兼主屋、厨房、納屋、蔵

（7）世界遺産「明治日本の産業革命遺産」三角西港の保全と活用

① 追加勧告に伴う世界遺産委員会への対応

（保全）

・三角西港を含む周辺地域は、国重要文化的景観「三角浦の文化的景観」に選定され、『三角浦の文化的景観保存計画書』を策定し、文化的景観の価値づけに基づいた重要な構成要素の保存に関する方針を示しています。また、既選定地における適切な整備活用や開発行為等の確認及び協議を行うために、令和4年度に市文化的景観整備活用委員会を設立しました。文化財の価値を保存しつつ、地元の方々を含め三角西港を後世に伝え活用できる施策を行っています。平成27年7月に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産製鉄・製鋼・造船・石炭産業（以下*明治日本）」は、三角西港を含む8県11市の23資産で構成されています。この世界遺産登録に際し追加勧告がなされ、平成29年度に「重要文化的景観『三角浦の文化的景観』整備計画/世界遺産『*明治日本』三角西港修復・公開活用計画」を策定しました。この計画は国重要文化的景観及び世界遺産の一体的で、より具体的な方針を示しています。この策定に基づき、国重要文化的景観の構成要素及び国登録有形文化財である龍驤館の耐震補強事業工事に向けて、県、文化庁と方針協議を行います。

（活用）

・「*明治日本」では、令和7年度の世界遺産登録10周年に向けたプロモーション

として、「つなぐ」をテーマにしたフォトコンテストや構成資産が舞台の書き下ろしミステリー小説をWEB上での無料公開を行っています。また、世界遺産登録記念の7月には、三池エリア（大牟田市、荒尾市、宇城市）の小・中学校給食にて石炭に見立てたメニューを取り入れ、児童・生徒への世界文化遺産の周知啓発を行っています。さらに、三角西港の知名度向上と来訪者増加を目的に、三角西港オリジナルデザインシールのマスキングテープを作成します。



世界遺産学校給食
メニュー「石炭ザクザク豆ごはん」

VI まとめ

宇城市では、市制誕生以来、様々な教育施策を推進してきました。学校教育では、平成18年4月から教育特区がスタートし、平成23年度から教育課程特例校として、英会話科を創設し、1年生からの系統性のある段階的な指導により、コミュニケーション能力の育成・外国の言語・文化への興味・関心を高め、グローバルに対応した人材の育成に取り組んでいます。また、二学期制もしっかりと定着して学びの連続が生まれるシステムが構築されています。さらには、平成26年度に「論語・日本語」（小・中学校編）のテキストを作成して素読・音読に取り組み、児童生徒の情緒を豊かにするとともに、語彙力の向上にも努めています。

生涯学習・生涯スポーツ分野においては、人権尊重、男女共同参画社会の形成を基盤として、旧5町に存在する生涯学習施設を、統合的にネットワークしながらの生涯学習活動や健康スポーツ活動などの啓発普及活動を行い、地域のさまざまな活動を支援していきます。

芸術文化分野においては、伝統文化芸能の普及啓発とともに、宇城市が誇る三角西港の世界文化遺産など文化財を保全活用し、更なる学びと活用の場づくりに尽力していきます。

1 宇城市教育大綱の改正

令和3年5月17日の宇城市総合教育会議において、令和2年度までの『宇城市教育大綱』が改正されました。教育大綱とは、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その基本的な目標や今後推進すべき内容を定めるものです。

新しい教育大綱の基本理念は「宇城市の子供・市民は地域の宝」とし、サブタイトルは「～笑顔とあいさつ、そして“一秒の言葉”で輝くまちづくり～」と決めました。

“一秒の言葉”は「ありがとう」「気を付けて」「大丈夫」「ナイス」など、今の時代に必要な自己肯定感や自己有用感を構築する「言葉配り」です。この“一秒の言葉”で子供・市民一人ひとりの「意欲」を向上させ、宇城市を輝かせたいという強い思いを込めています。

2 教育の方向の設定

本市の教育の方向や目標では、教育基本法の目標である①知徳体②個性・創造性・職業観③倫理観と社会性④生命・自然の尊重⑤伝統文化・国際社会への貢献の五項目とともに、宇城市の教育理念を「宇城市の子供・市民は地域の宝」と定めて、知己の関わり合いやつながりを重視した絆の醸成、地域の教育力の向上と、地域指導者の育成を図りながらのリーダー養成、豊かな人間性と確かな学力を身につけた子供の育成に取り組んでいきます。また、その達成にあたっては、教育委員会内関係各課との共通理解を図るとともに、市長部局・関係各機関・関係団体等との連携を図りながら推進していきます。

3 10年先の宇城市を担う「子供の健全育成」

子供の健全育成は学校教育だけで担えるものではなく、家庭・地域や関係団体や機関との協力・連携・協働が成功の鍵となります。現在、社会教育が主体の地域学校協働活動や学校教育が主体の小中一貫教育等の取り組みにより、学校教育・社会教育の垣根を越えて、学校と家庭と地域住民が連携した学校経営が行われるようになりました。

また、令和4年度から市内全校に学校運営協議会を導入しました。学校と保護者、地域住民等が目標やビジョンを共有する「地域とともにある学校」を目指していきます。地域の学校支援と学校の地域貢献が車の両輪として機能するように整備し、地域ぐるみで子供の健全育成に取り組む環境の整備が重要です。

4 リーダーの育成と組織の継続・強化

環境、防災、食育、伝統文化、健康・スポーツ振興、まちづくり等の教育を地域ぐるみで総合的に推進するためには、地域団体や住民リーダーの果たす役割は大きいと考えます。地域の教育力や家庭の教育力を向上させるためには、地域のリーダー育成が欠かせません。「ひと・もの・こと」の情報を共有できるネットワークづくりを構築するとともに、リーダーとして出力したり交流したりすることを自分の学びと捉えてできる人材の育成が重要であると考えます。また、このことが地域と学校の双方の教育力の向上にも繋がると考えています。

5 市民一人一人の交流を通じた互いの絆の醸成

生涯学習には、絆づくりやネットワーク作りが必要で、そのためには人と人との交流が欠かせません。

交流には、二つの軸があります。一つは、学校を中心とした幼保小中高大社会へとつながる縦軸の交流であり、もう一つは、地域社会の中における家庭、学校、地域、関係機関とつながる横軸の交流です。21世紀は、高度情報化が進展し、価値観が多様化する時代です。個々の努力だけで乗り越えられる時代ではありません。今後、学校・地域・家庭が、互いに連携・交流を深めながら、地域のつながり（絆）を作っていく教育の在り方が重要であると考えます。

6 「論語・日本語」の素読・音読の推進

これまで、論語・古典の素読・音読を推奨し、各学校でさまざまな言語活動に取り組んできました。本年度も、令和3年度に増刷した「論語・日本語」のテキストの第V版を新小学4年生、新中学1年生に配布し、更に系統的、継続的に取り組んでいきたいと考えています。このことが、児童生徒の言語力の向上と豊かな心を育む取り組みが展開されるとともに、児童生徒の素読・音読を支援する地域活動が生まれ、地域と学校の貢献と支援の関係が構築されることを期待しています。

7 環境、防災、国際理解、伝統文化と世界遺産

宇城市では、ユネスコが提唱し世界中で取り組まれているESD（持続可能な開発教育）を教育に導入し、これまで取り組んできた国際理解教育、環境教育、世界遺産や伝統文化教育、防災安全教育、人権教育、NIEなどを関連させながら総合的に取り組んできました。

三角西港が明治日本の産業革命遺産として世界文化遺産へ登録されたことを契機に、伝統文化や世界遺産に関する学習活動や啓発をESDの大きな柱として捉え、地域においては、環境・伝統文化・食育・国際理解・防災などの活動を通してリーダーを養成し、学校と地域が相互の垣根を越えて貢献・支援・交流するシステムを整備したいと考えています。

8 教育のICT化を推進

子供たちが自分の人生をデザインする力を身に付け、情報化社会に主体的に対応できる基礎的な資質を養うことを目的に教育のICT化を推進しています。

令和元年度に全市立中学校の生徒（約1,600人）に、1人1台のタブレットPCを整備し、令和2年度には全市立小学校の児童（約3,200人）にも、1人1台のタブレットPCの整備が完了しました。

また、教育事業大手の株式会社ベネッセコーポレーションと提携し、ICT支援員の学校配置や授業支援システムの導入などソフト面の充実も図っています。

今後も「教育のまち『宇城市』」の実現のため、ICT教育を推進していきます。

9 安全安心な学校給食提供

今後も安心・安全かつおいしい給食の提供ができるよう、学校給食従事者の衛生管理能力の向上に努めていきます。

また、衛生管理基準を満たした調理場において、衛生管理基準の遵守と各種マニュアル等を活用し、危機管理体制を強化していきます。

教育施設一覽

(資料編)

1 学校の現状

令和5年5月1日現在

学校名	項目	R5年度 児童生徒数	学級数	2025年度 予測数	2030年度 予測数	建設年度
小学校	三角小学校	178	10	154	115	H19
	青海小学校	79	7	83	49	S39
	不知火小学校	345	19	326	295	S46
	松橋小学校	468	21	443	363	S56
	当尾小学校	366	16	373	462	S40
	豊川小学校	204	10	203	197	S42
	豊福小学校	449	20	436	389	S44
	小野部田小学校	99	8	98	73	H22
	河江小学校	418	20	463	329	H2
	小川小学校	162	10	141	111	S38
	海東小学校	58	8	51	62	H22
	豊野小学校	156	10	141	170	H24
	計	2,982	159	2,912	2,615	
中学校	三角中学校	126	7	130	105	H14
	不知火中学校	201	11	201	157	H19
	松橋中学校	758	26	757	715	S43
	小川中学校	350	14	344	378	S45
	豊野中学校	85	5	89	67	S52
	計	1,520	63	1,521	1,422	
合計	4,502	222	4,433	4,037		



2 生涯学習施設一覧

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
宇城市立中央公民館	869-0624	宇城市小川町江頭80番地	43-0004
宇城市立図書館	869-0552	宇城市不知火町高良2352番地	32-6211
宇城市立図書館小川分館	869-0624	宇城市小川町江頭80番地	43-5111
宇城市立図書館三角分館	869-3205	宇城市三角町波多219番地1	53-1849
宇城市立図書館豊野分館	861-4301	宇城市豊野町糸石3516番地1	45-3205
宇城市インダストリアル研修館	869-0502	宇城市松橋町松橋564番地	32-5739
宇城市上巢林教育集会場	861-4307	宇城市豊野町巢林309番地1	45-2955
宇城市河江コミュニティセンター	869-0632	宇城市小川町南新田476番地	43-4400
宇城市三角防災拠点センター	869-3205	宇城市三角町波多619番地1	53-1322
宇城市不知火防災拠点センター	869-0552	宇城市不知火町高良2273番地1	32-0277
宇城市松橋西防災拠点センター	869-0502	宇城市松橋町松橋564番地2	33-4141
宇城市豊野防災拠点センター	861-4301	宇城市豊野町糸石3140番地3	45-3700
宇城市郡浦市民館	869-3204	宇城市三角町中村1152番地	53-1322
宇城市大岳市民館	869-3412	宇城市三角町手場2021番地7	53-1322

3 文化施設一覧

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
松橋文化ホール(ウイングまつばせ)	869-0531	宇城市松橋町大野85番地	32-5555
小川文化ホール(ラポート)	869-0624	宇城市小川町江頭80番地	43-0004
不知火美術館	869-0552	宇城市不知火町高良2352番地	32-6222
松合郷土資料館	869-3472	宇城市不知火町松合136番地1	42-3560
宇城市立郷土資料館	861-4301	宇城市豊野町糸石3818番地	45-2102

4 体育施設一覧

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
三角北地区生涯学習センター	869-3201	宇城市三角町大田尾985番地	52-2488
三角東地区生涯学習センター	869-3205	宇城市三角町波多1756番地	52-2488
郡浦地区生涯学習センター	869-3204	宇城市三角町中村1759番地1	52-2488
大岳地区生涯学習センター	869-3412	宇城市三角町手場1982番地	52-2488
戸馳地区生涯学習センター	869-3203	宇城市三角町戸馳5151	52-2488
宇城市立不知火体育館	869-0552	宇城市不知火町高良2273番地1	27-5688
宇城市立松合体育館	869-3472	宇城市不知火町松合168番地1	27-5688
宇城市立旧松合小学校体育館	869-3472	宇城市不知火町松合1578番地	27-5688
宇城市立旧豊野小学校体育館	861-4301	宇城市豊野町糸石2998番地	45-3700
宇城市立松橋総合体育館	869-0531	宇城市松橋町大野85番地	32-5555
宇城市武道館	869-0552	宇城市不知火町高良2273番地1	27-5688
宇城市立三角グラウンド	869-3205	宇城市三角町波多2772番地・2789番地	52-2488
宇城市立松合グラウンド	869-3472	宇城市不知火町松合1578番地	27-5688
宇城市立不知火グラウンド	869-0552	宇城市不知火町高良696番地	27-5688
宇城市立岡岳グラウンド	869-0501	宇城市松橋町松山3725番地	32-1945
宇城市立当尾グラウンド	869-0511	宇城市松橋町曲野1624番地22	32-1945
宇城市立豊川グラウンド	869-0543	宇城市松橋町南豊崎667番地	32-1945
宇城市立豊福グラウンド	869-0533	宇城市松橋町両仲間1075番地1	32-1945
宇城市立稲川グラウンド	869-0613	宇城市小川町東小川14番地	43-0004
宇城市立観音山グラウンド	869-0622	宇城市小川町西北小川222番地	43-0004
宇城市ふれあいスポーツセンター	869-0606	宇城市小川町河江52番地1、52番地10	43-0004
宇城市立小川屋内グラウンド	869-0624	宇城市小川町江頭33番地	43-0004
宇城市立豊野グラウンド	861-4301	宇城市豊野町糸石2991番地	45-3700
三角B&G海洋センター	869-3205	宇城市三角町波多2864番地32	52-2488
宇城市民プール	869-0524	宇城市松橋町豊福1786番地	32-1945
宇城市不知火温水プール	869-0552	宇城市不知火町高良2348番地	33-6678
宇城市松橋グラウンドゴルフ場	869-0502	宇城市松橋町松橋395番地	32-1945
宇城市豊野グラウンドゴルフ場	861-4301	宇城市豊野町糸石2614番地1	45-3700
松橋勤労身体障害者教養文化体育施設	869-0524	宇城市松橋町豊福1786番地	32-1945
宇城市農業者トレーニングセンター	861-4301	宇城市豊野町糸石3029番地	45-3700
熊本県博物館ネットワークセンター多目的広場	869-0524	宇城市松橋町豊福1695番地1	32-1945
宇城市小川防災拠点センター	869-0624	宇城市小川町江頭100番地	43-0004



宇城市教育委員会

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85番地

T e l 0 9 6 4 - (3 2) - 1 9 0 7

F a x 0 9 6 4 - (3 2) - 1 1 3 7